附則第三条の二の二第一項中「（以下本条」を「（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条」に改め、同項ただし書中「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第四条の五第一項中「附則第五条の六第一項」を「附則第五条の七第一項」に改め、同条第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の七第二項」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第五条の三第三項中「附則第五条の三第三項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同条を附則第五条の二とする。

附則第五条の四の表中「附則第五条の四」を「附則第五条の三」に改め、同条を附則第五条の三とする。

附則第五条の五を附則第五条の四とする。

附則第六条の十六第六項を削る。

附則第七条第十六項第三号中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項の資金又は」を削り、同条第十七項及び第十八項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改める。

附則第十条第四項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

附則第十条の三第一項を削り、同条第二項中「附則第十四条第二項」を「附則第十四条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十四条第三項」を「附則第十四条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第十四条第三項」を「附則第十四条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第三項」に改め、「旧独立行政法人緑資源機構法」の下に「（平成十四年法律第百三十号）」を加え、同項を同条第五項とする。

附則第十一条第二項第一号ホ⑴中「五千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同号ヘ⑶及びト⑵中「又は同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項第六号に掲げる搬出貨物表示装置」を「、同項第五号に掲げる自動化保管装置」に改め、同条第三項第三号中「チェーン」の下に「又はワイヤーロープ」を加え、同項に次の一号を加える。

六　搬出貨物表示装置（貨物の搬出を効率的に行うために必要な情報を表示する装置をいい、当該表示が遠隔集中制御により行われるものであり、かつ、総務省令で定める表示器の設置数その他の基準に適合するものに限る。）

附則第十一条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に、「一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電気を動力源とする自動車に水素を充塡するための設備であつて、一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号において同じ。）が一億五千万円以上の設備

二　専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充塡するための設備であつて、一基の取得価額が二千万円以上の設備

附則第十一条第十四項を同条第十一項とし、同条第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十二項」に、「第七項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人」を「その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26　法附則第十五条第二十二項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

附則第十一条第三十三項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　法附則第十五条第二十七項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

附則第十一条第三十五項を削り、同条第三十六項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に、「第九項に規定する固定資産」を「港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　事務所の用に供する固定資産

二　宿舎の用に供する固定資産

三　休憩施設の用に供する固定資産

四　コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋

附則第十一条第三十六項を同条第三十項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項第一号中「第四十二項第一号」を「第三十六項第一号」に改め、同項第二号中「第四十二項第二号」を「第三十六項第二号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条に次の一項を加える。